令和８年（フ）第７５号
福岡県田川市新町３番26号　エレガンスハイツ新町203号、前住所長崎市飽の浦町11番33号　さゆり壮101号
債務者　須崎　　平
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７７号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営住宅宮床団地２棟211号
債務者　相原ゆう子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎2762番地の１　しろがねＳＩＸ、前住所北九州市小倉北区神岳二丁目５番21―202号
債務者　三星　　舞（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４２７号
鹿児島市向陽２丁目28番11号
債務者　神薗　千穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４０号
鹿児島市田上８丁目２番12―202号、前住所鹿児島市西陵１丁目40番12号
債務者　才川　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２２７号
沖縄県沖縄市大里３丁目22番２号　くじらマンション405
債務者　宮城　　章
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２８号
沖縄県沖縄市大里３丁目22番２号　くじらマンション405
債務者　宮城たつみ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
沖縄県中頭郡読谷村字高志保1503番地４
債務者　山里　未央
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０１号
沖縄県うるま市字上江洲27番地２　レフィナードＴＫ201号
債務者　仙波　果帆
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０２号
沖縄県うるま市字上江洲27番地２　レフィナードＴＫ201号
債務者　仙波　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
茨城県稲敷市犬塚1287番地１　原久保住宅16号
債務者　椎木　修
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
茨城県守谷市薬師台二丁目17番地15
債務者　小嶋　吉倫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４１５号
東京都青梅市東青梅４丁目19番地の５東青梅ハイツ
債務者　永川　勇治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８２号
代替住所Ａ（旧住所　東京都小金井市緑町５丁目13番27号ビラ・ムサシノ301）
債務者　古山　佑太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６３号
東京都町田市西成瀬１丁目15番２号モンシャトー野々宮101
債務者　鬼澤　　進
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６４号
東京都日野市南平３丁目３番地の６ミレーニア207
債務者　楚山　卓志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８０号
東京都福生市大字熊川867番地13レオパレスヤマザキ106号室
債務者　古関　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部